

東海駅

駅舎内外装改修工事 待合室設置工事 東口トイレ改修工事

村では9月上旬から順次、誰もが使いやすい安全な駅づくりの一環として、JR東海駅の内外装改修工事と東口・西口を結ぶ自由通路への待合室設置工事、東口トイレの改修工事に取り掛かる予定です。この工事は、平成6年1月の駅竣工から14年が経過した施設の老朽化や内外装の汚れ等が目立ってきたことに併せ、待合室の設置要望が多く寄せられていることを受けて行うもので、期間としては平成21年2月下旬までの延べ7か月間を予定しています。

通勤・通学などで常磐線をご利用の方々ははじめ、東海ステーションギャラリーで芸術鑑賞をお楽しみの際など、多くの皆さんには、駅周辺における工事車両の通行や工事個所の仮囲い、東口トイレの使用不可などによりご不便をお掛けすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事期間(予定) ■ 駅舎内外装改修工事(壁面・床面の改修)：9月上旬～平成21年2月下旬(約7か月間)

■ 自由通路一改札前への待合室設置工事：9月上旬～10月上旬(約1か月間) ※待合室の利用は、10月中旬から可能となります。

■ 東口トイレ(1階)改修工事：11月上旬～平成21年2月下旬(約4か月間) ※西口トイレ(1階)または駅構内のトイレ(2階)をご利用ください。

問合せ 企画政策部政策推進課企画調整担当(☎282-1711 内線1335)



待合室完成図(室内)



待合室完成図(外観)

9月上旬から平成21年2月下旬まで、工事へのご協力をお願いします

東海村自治基本条例(案)地域説明・意見交換会を9月に

“住民が主役のまちづくり”を進めるルールづくりを…。条例案のパブリックコメントは9月1日から募集

地方分権の拡大に伴い、「東海村のことは東海村で決めよう」と、「東海村自治基本条例(案)」の検討・策定に取り組む「東海村自治基本条例策定委員会」(委員長・坪洋右さん)では、住民の皆さんを対象とする「東海村自治基本条例(案)地域説明・意見交換会」を開催します。自治基本条例とは、住民・議会・行政それぞれの役割や住民参加の仕組みを定めた“自治体の最高規範”ともいべきもので、この制定により、“住民が主役のまちづくり”を進め、一人ひとりの満足度が高められていくことが期待されています。委員会では、多くの皆さんと意見交換を行い、寄せられた意見等を以降の策定過程の中に反映させ、平成21年の制定を目指し、まとめていく予定ですので、奮ってご参加ください。

地域説明・意見交換会の日時・場所▶各コミュニティセンターを会場に、右表の日程で開催します。時間は、いずれの日も午後7時から9時までです。

条例案に係る意見公募手続き(パブリックコメント)▶9月1日(月)から30日(火)まで、条例案に係る意見等を募集します。条例案は、役場(自治推進課)と各コミュニティセンターのほか、村公式ホームページ(<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp>)で公開しますので、多くのご意見をお寄せください。

問合せ▶総務部自治推進課自治推進担当(☎282-1711 内線1341)

日時(9月)	会場
20日(土) 19:00～21:00	舟石川 コミュニティセンター
21日(日) 19:00～21:00	白方 コミュニティセンター
24日(水) 19:00～21:00	中丸 コミュニティセンター
25日(木) 19:00～21:00	真崎 コミュニティセンター
26日(金) 19:00～21:00	村松 コミュニティセンター
30日(火) 19:00～21:00	石神 コミュニティセンター